

企画競争実施の公示

福岡第二合同庁舎において、喫茶室の営業を希望する者の公募を次のとおり公示します。

令和6年 7月 5日

国土交通省 九州地方整備局長 森田 康夫

1 対象者

福岡第二合同庁舎1階において喫茶室の営業を希望する者（1営業業者）

2 対象施設

- (1) 名称 福岡第二合同庁舎
(2) 所在地 福岡市博多区博多駅東2丁目10番7号
福岡第二合同庁舎（1階）

3 業務期間

令和6年10月1日から令和11年9月30日まで

ただし、必要に応じて、1度限り5年を超えない範囲で下記4による国有財産使用許可期間を更新し、業務を行うことができる。

なお、業務の開始時期については、施設の状況等により別途双方協議の上、変更もあり得る。

4 国有財産の使用許可

本業務を行う者は、業務に係る国有財産の使用許可を得るとともに、使用面積に応じた国有財産使用料を支払わなければならない。

5 営業を希望する者の資格要件等

(1) 参加資格要件

- ① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定を準用し、当規定に該当しない者であること。
- ② 良質な商品又は優良なサービスを提供できる能力と実績を有し、飲料・軽食等を提供する飲食店と同種の営業経験が1年以上あること。
- ③ 国税及び地方税を完納していること。
- ④ 経営の状況又は信用度が極端に悪化していないと認められる者であり、適正な業務履行が確保される者であること。
- ⑤ 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- ⑥ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- ⑦ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- ⑧ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用する

などしている者ではないこと。

- ⑨ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- ⑩ 暴力団員又は暴力団員及び⑥から⑨までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者ではないこと。
- ⑪ 営業申請にあたり6の個別説明を受けていること。

(2) 誓約書の提出

営業申請書の提出の際は、前項の要件を満たすこと及び将来的に当該要件に反することはない旨を誓約し、使用許可後に誓約が虚偽であることが判明し、又は前項の要件に反することとなった場合、当該使用許可の取消をされても異議を申し立てない旨を明記した誓約書を提出しなければならない。

6 個別説明

営業申請書類等の配布をおこなうとともに、申請方法、営業施設の概要および営業にあたっての条件についての個別説明を下記のとおり行うので、あらかじめ来庁日時を下記の問い合わせ先へ連絡のうえ、必ず受けること。また、交付を受けた申請書類等については、第3者への受渡を行ってはならない。

なお、個別説明を受けなかった者についての申請は受け付けない。

- (1) 期 間 令和6年7月5日(金)～7月25日(木)
- (2) 時 間 9:30～16:00(12:00～13:00を除く)
- (3) 場 所 九州地方整備局 総務部 厚生課

7 申請受付

- (1) 期 限 令和6年8月1日(木)まで
- (2) 時 間 9:30～17:00(12:00～13:00を除く)
- (3) 場 所 九州地方整備局 総務部 厚生課に持参又は郵送(書留郵便のみとし、上記提出期限を必着とする)にて提出すること。

8 営業業者の決定方法

提案内容及び経営実績等を総合的に審査のうえ、営業業者を特定する。

9 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る
- (2) 申請書及び資料の作成並びに提出に係る費用は、提出者側の負担とする。
- (3) 提出された申請書及び資料は、提出者に無断で審査以外の他の目的への使用はおこなわない。
- (4) 提出された申請書及び資料は、返却しない。
- (5) 提出期限以降における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。
- (6) 申請書に虚偽の記載を行った場合は、当該申請書を無効にするとともに、記載を行った提出者に対して契約等の解除を行うことがある。
- (7) 特定された者は、企画競争の実施結果、最適な者として特定しただけであり、4の国有財産の使用許可手続きの完了までは、国から国有財産の使用を許可されたものではない。
- (8) その他詳細は、個別説明の際に配布する申請要領による。

問い合わせ先

福岡市博多区博多駅東2丁目10番7号 福岡第二合同庁舎(7階)
国土交通省 九州地方整備局 総務部 厚生課 共済第二係
電話(092)471-6331 内線2591